



発行：公益財団法人国際労務管理財団（I.P.M.）

東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
http://www.ipm.or.jp/ TEL : 03-3354-4841(代) FAX : 03-3354-4847

TOPICS

ページ

日本語教育の宿題はスマホで
します！

1

「地方創生SDGs官民連携
プラットフォーム」に加入

八尾市国際交流センター主催国際
理解セミナーにて講演を行いました

2

優良な実習実施者の基準が変
わります(2021年11月から)

日本語教育の宿題はスマホでします！ ～1月より通信教育課題をウェブ化～

I.P.M.では、昨年より技能実習生向け日本語通信教育のウェブ化を進めており、既に課題の提供は日本語学習専用サイト「IPM NIHONGO (ipmnihongo.com/)」での閲覧方式に変更しておりましたが、回答方法に関しては送付したマークシートに記入し返送という紙媒体を用いた形式をとっておりました。

2021年1月からは、課題に対する回答もウェブ上でも行えるように変更し、回答送信後、すぐに点数確認や自分が間違えた箇所なども把握でき、「課題の確認⇒回答⇒正誤確認」までを全てスマートフォン等で行うことができます。

忙しい生活の中で技能実習生が日本語学習を継続しやすくするためには、学習のハードルを下げるのが重要です。今後もI.P.M.では技能実習生が学習しやすい環境、教材づくりを目指して日本語教育を提供していきます。



課題は今後も「IPM NIHONGO」で閲覧可能



→これまでは、送付したマークシートに技能実習生が回答を記入し返送してもらう(左図上)だけでなく、解答解説用紙が送られてくるのを1か月弱待たなければならない(左図下)など、時間を要していましたが、これからはスマートフォンで回答を送信し、すぐに答えや点数を確認することができます。

「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に加入

この度、内閣府が推進する「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に加入しました。

SDGs（持続可能な開発目標）は、「より良き未来を実現するために、今後15年かけて極度の貧困、不平等・不正義をなくし、私たちの地球を守るための計画」として2015年9月の国連総会で採択された国際目標です。

I.P.M.でも、2020年7月のUNGC（国連グローバル・コンパクト）署名をきっかけに、日頃の事業活動を通じてSDGsの達成に向けた積極的な取り組みを行っています。

地方創生SDGs官民連携プラットフォームでは、官民連携による日本の地方創生を通じたSDGsの達成或いは、SDGsへの取り組みを通じた日本の地方創生を目指しており、

I.P.M.は、「外国人材の活躍支援×地域産業の活性化促進」の観点で貢献して行きたいと考えています。

地方創生SDGs 官民連携 プラットフォーム



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。地方創生SDGs官民連携プラットフォームの詳細については、内閣府地方創生SDGsサイトをご確認ください。
(future-city.go.jp/platform/)

八尾市国際交流センター主催 国際理解セミナーにて講演を行いました

2021年1月9日、大阪府八尾市生涯学習センターにて、公益財団法人八尾市国際交流センターが主催する第78回国際理解セミナーが行われ、I.P.M.大阪事務所の橋本所長が「コロナ禍における日本の外国人労働者の現状」をテーマに、講演を行いました。当日は、行政機関、企業、社会保険労務士や一般市民の方々など幅広い層にご参加いただきました。

具体的な内容としては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出後の出入国規制とそれに伴う留意点をはじめ、技能実習生の「休業」「解雇」「内定取消」における受入企業の責任と求められる対応など、時勢に即した内容をお話しました。

参加者からは「最新の情報が聞けて大変参考になった」「コロナ禍での外国人支援について考える良い機会となった」「コロナ禍でも希望が持てる内容で気持ちが明るくなった」などのありがたい声を多数いただきました。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、行政の外国人雇用に対する支援は十分とは言えません。言語をはじめとした外国人特有のハンディキャップを少しでも軽減させることができるよう様々な支援団体と協力してコロナ禍を乗り越えていく必要があります。今回の公益財団法人八尾市国際交流センターとの共同セミナーはその良き先行事例として次につなげていきたいと思えます。



当日の講演の様様

優良な実習実施者の基準が変わります（2021年11月から）

優良な実習実施者と判断される基準が、「150点満点で90点以上を獲得した場合」に変更となります。（ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点（120点満点で72点以上）を選択することを可能とすること。）

特に、相談・支援体制に関する項目について、実習困難実習生への支援体制に関する項目が、旧配点の最大15点から、新配点では最大45点に変更されます。

「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）」に関しては、旧配点では最大5点でしたが、新配点では基本人数枠以上の受け入れを行った場合、最大25点が加点されます。

また、新配点では、「技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること」が追加され、最大10点が加算されます。

この変更により、これまで優良な実習実施者の基準に適合していた企業でも、新基準により適合しなくなることは十分考

られます。優良な実習実施者の基準を満たすためには、実習先変更支援サイトの登録（I.P.M.職員にご相談ください）及び受入れ、また、これまであまり獲得できていない項目（指導員の講習受講等）の強化が必要になりますので、今一度、新配点で計算し、基準に満たない場合は、ご相談ください。

優良な実習実施者のみならず

**現在90点に満たない企業は
要注意です！！**

2021年11月から、新配点により優良が認められます。

- ・旧配点：120点満点 72点以上で優良が認められる
- ・新配点：150点満点 90点以上で優良が認められる

直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）

旧配点：5点
新配点：25点
基本人数枠以上の受入れ：25点
監理団体傘下の実習実施者：10点

技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。

旧配点：0点
新配点：10点
新配点のみで設けられた加点項目

※新制度の適用で実習困難実習生の受入れ数が増え、旧配点から増えつつある企業は、150点中25点の新項目の配点割合が拡大され、優良に選ばれる機会が増えます。

優良な実習実施者を目指す場合は是非に大歓迎です。

実習先変更支援サイトの登録（I.P.M.にご相談ください）と協賛団体実習生受入れこれまであきらめていた項目（指導員の講習受講）の強化をしましょう。

これまで優良な実習実施者として認められていた企業でも新基準により認められなくなることは十分考えられます。今一度、新配点で計算してみます。基準に満たない場合は、I.P.M.職員にご相談ください。

I.P.M. 公益財団法人 国際労働管理財団
 TEL: 03-3354-4041(代) FAX: 03-3354-4047
<http://www.ipm.or.jp>

2021年11月

チラシを作成しましたのでI.P.M.ウェブサイトでの公開とともに訪問時等に配布いたします。基準に満たない場合はぜひご相談を！

編集後記

「IPM日本語教育YouTubeチャンネル」を開設して1年2ヶ月余りが経ちますが、皆様のおかげで登録者数がついに4,000名を突破しました！今後も質の向上を目指しつつ、5,000名、さらには10,000名を目指して投稿を続けていきます。Facebookともども、引き続き応援よろしくお願いします！（N）

●次回は2021年5月1日発行予定です